

東京都地方独立行政法人評価委員会
平成28年度第5回公立大学分科会 議事録

1 日 時

平成28年12月15日（木曜日） 午後2時から同時10分まで

2 場 所

首都大学東京 南大沢キャンパス 本部棟2階特別会議室

3 出席者

松山分科会長、島田委員、鈴木委員、高橋委員、村瀬委員、吉田委員
（分科会長を除き50音順）

4 議 題

(1) 審議事項

公立大学法人首都大学東京 役員報酬基準の改定について

(2) その他

5 議 事

(1) 審議事項

公立大学法人首都大学東京 役員報酬基準の改定について

○松山分科会長 それでは始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、東京都地方独立行政法人評価委員会 平成28年度第5回公立大学分科会を開催いたします。

本日は、鷹野委員がご公務のためご欠席です。

本日の予定ですが、審議事項が1件のみです。審議事項の内容は、お手元の資料にありますが、「公立大学法人首都大学東京 役員報酬基準の改定について」です。

非公開とすべき案件ではありませんので公開とさせていただきますが、本日は傍聴希望者がおりませんので、そのまま進めさせていただきます。

それでは、審議事項の「公立大学法人首都大学東京 役員報酬基準の改定について」の審議を行います。

これについて、事務局からご説明をお願いします。

○松井課長 本日は、首都大学東京の南大沢キャンパスまでおいいただきまして、ありがとうございます。

本日、担当部長の松崎は、急な案件が発生しまして欠席させていただきます。申し訳ございません。

それでは、説明させていただきます。

資料1をご覧ください。「公立大学法人首都大学東京 役員報酬基準の改定について」です。まず、本日も審議いただきます内容の趣旨等について説明させていただきます。

資料の右側に「参考」とありまして、地方独立行政法人法の抜粋を記載してあります。地方独立行政法人法の第48条第2項で、法人が役員に対する報酬等の支給基準を定め、これを設立団体の長に届け出ることと定められております。また、第49条第1項に、設立団体の長は、法人から届出があったときは評価委員会に通知すること、第2項には、評価委員会は、この通知を受けたときは、報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、意見を申し出ることができるという規定があります。

このたび、役員報酬の改定につきまして、法人から東京都へ届出がありましたので、その内容を分科会にご報告し、ご意見があるかどうかご審議いただくというものです。

左上の「1 報酬基準の見直し」をご覧ください。法人の役員報酬は、東京都の局長級の給料表である指定職給料表をベースとして、それを年収換算する形で設計されています。法の第48条第3項では、報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与等を考慮して定めることとなっております。東京都人事委員会は、平成28年10月に、東京都職員の給与水準を社会一般の情勢に適合させるための職員の給与に関する勧告を行いました。いわゆる公民較差相当額について、期末・勤勉手当といった賞与を民間事業所の支給状況を踏まえて引き上げることが勧告されています。

これを踏まえて、本日まで開催しております第四回都議会定例会において、都職員の給与に関する条例の一部改正が提案されています。法人においても、東京都のこうした状況を考慮して、役員報酬及び教職員給与の改定をしました。

具体的な役員報酬の改定額については、「2 報酬改定について」をご覧ください。この表の左側が現行の報酬額、右側が改定後の報酬額となっております。都の指定職の給料表、これは月額ですが、これに地域手当分を加算して年額換算の上、期末・勤勉手当分を加算した年収ベースの額を法人の役員報酬の年俸額基準としております。左側の表から右側の表をご覧くださいと、都の指定職の給料月額は変更ありません。しかし、両方の表の下の※印の2つ目の項目を見ていただきますと、左側の表の※印の2つ目の項目では、勤勉手当が1.85カ月、それが右側の表では勤勉手当が1.90カ月、こうした改正がされています。これによって、年額換算額は約6万円から9万円程度のプラスとなっております。

また、非常勤の役員報酬は日額を定めておりますが、この額については、現行の日額に常勤の役員報酬の平均改定率である1.004を適用して算出して、プラス改定としております。

簡単ですが、「公立大学法人首都大学東京 役員報酬基準の改定について」、ご説明させていただきました。ご審議をよろしく願いいたします。

○松山分科会長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

○村瀬委員 意見というわけではないのですが、民間企業の場合も、ベースアップや定期昇給などがありますが、公立大学法人での役員報酬の改定に当たっては、今回の勤勉手当の見直し以外に、例えばどのようなケースで、どのように変えるというケースがあるのでしょうか。

○松井課長 最もわかりやすいのは、東京都の指定職給料表の月額自体が上がったり下がったりということがあれば、それに応じて年収換算し、報酬額が変わるということが一番よくあるパターンだと思います。今回はたまたま、月額は変わらず、勤勉手当だけが変わったのでこのような計算になっております。

○村瀬委員 わかりました。ありがとうございます。

○松山分科会長 よろしいでしょうか。

特にご意見がありませんので、事務局から説明いただきました案件につきまして、ご承認いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

○松山分科会長 ありがとうございます。

以上で、本日の分科会で予定していた事項は終了しました。

○松井課長 事務的な説明をさせていただきます。

今後の予定ですが、前回の分科会でご意見をいただきました、第三期中期計画の案について、ご意見を踏まえた検討を進めた上で、委員の皆様にはメールでご意見をお伺いさせていただこうと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次回の第6回分科会は、来年3月上旬に都庁内の会議室で開催する予定です。審議事項として、第三期中期計画案に関して、法に基づく意見聴取を、また、報告事項として、毎年行っていますが、公立大学法人首都大学東京の平成29年度の年度計画についてを予定しております。次回の分科会の開催日程と来年度前期の分科会の開催日程につきましては、後日、メールにて日程調整をさせていただきたいと思っております。だいぶ先ですが、平成29年8月ごろまでの期間のご都合をお伺いいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、本日の資料は、お持ち帰りいただいても結構ですが、机の上にそのまま置いておいていただければ、事務局より郵送いたします。

事務局からは以上です。

○松山分科会長 先ほどおっしゃった、メールで意見を伺うというのは、いつごろになりそうですか。

○松井課長 現在の予定ですが、年明け1月の中旬から下旬にかけてになると思っております。

○松山分科会長 おおよその目安として、1月中旬以降ということですね。

○松井課長 はい。

○松山分科会長 ほかになければ、以上で東京都地方独立行政法人評価委員会 公立大学分科会を終了します。